

島根県障がい者活躍推進計画の令和3年度における実施状況の公表

1. 評価年度 令和3年度

2. 目標に対する達成度

項目	目標	令和3年度実績
1 採用に関する目標	実雇用率が当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ・令和3年度末の法定雇用率：2.60%	令和4年6月1日時点 2.61%
2 定着に関する目標	3年以内の離職者ゼロ（※1）	離職者ゼロ
3 満足度、ワーク・エンゲージメント（※2）に関する目標	働きやすさ指数（※3）：前年度を上回る ・令和2年度：88.3% やりがい指数（※4）：前年度を上回る ・令和2年度：44.2%	働きやすさ指数：75.5% やりがい指数：38.7%

（※1）3年以内の離職者ゼロ：計画策定の令和2年4月以降に採用された者を対象とする。なお、ワークセンターに勤務しながら特定の期間内に一般就労することを目指している職員が一般就労を理由として離職した場合など、不本意な離職でない場合は離職者に含めない

（※2）ワーク・エンゲージメント：仕事への積極的関与の状態で「仕事に誇りや、やりがいを感じている」、「仕事に熱心に取り組んでいる」、「仕事から活力を得ていきいきとしている」の3つが揃った状態

（※3）働きやすさ指数：対象者に対するアンケート調査において、「島根県に就職し、現在働いている状況」について、「①満足」、「②やや満足」、「③やや不満」、「④不満」のうち、①又は②と回答した割合

（※4）やりがい指数：対象者に対するアンケート調査において、「担当業務について、やりがいをその程度感じるか」について、「①強く感じる」、「②かなり感じる」、「③概ね感じる」、「④感じないときが多い」、「⑤感じない」のうち、①又は②と回答した割合

3. 取組内容の実施状況

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

① 組織面

- 令和3年8月20日に「島根県障がい者活躍推進関係機関協議会」を開催し、計画の実施状況の点検、庁内関係機関と協議を行った。
- 各部局の障がいのある職員が配置されている所属に支援担当者を配置するほか、統括支援員を2名配置し、障がい者本人やその上司、支援担当者などが相談しやすい体制を整備した。

② 人材面

- 「障がい（者）理解に関する研修会」を東部・西部・隠岐の3会場で開催した。
- 要望のあった所属に対して、統括支援員による所属内研修を実施した。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員の職場での状況や課題に係るヒアリングを実施し、職員と業務のマッチング等の状況を確認した。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

- 各所属で職場のレイアウト等の配慮を検討・実施した。
- 各所属で障がいのある職員と話し合いながら適した業務量や業務内容を検討・実施した。

② 募集・採用

- 一般職員及び会計年度任用職員の募集について、精神障がい者の採用に努めた。
- 障害のある新規採用予定者に対し、採用前面談を実施し、障がい特性の把握や合理的配慮支援の必要性等を確認した。

③ 多様な働き方

- 年次有給休暇などの各種休暇について、通知などにより利用促進を図った。

④ キャリア形成

- 様々な面談などを通じ、キャリアイメージ等を話し合い、情報共有に努めた。

⑤ その他の人事管理

- 定期的な面談の実施及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握等を行った。
- 障がいのある職員を対象にアンケート実施し、仕事の状況や職場環境等について確認した。
- 関係機関との連携による職場適応に向けた支援を行った。

4. 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

(1) 目標に対する達成度に対する点検結果

① 採用に関する目標

令和4年6月1日時点で2.61%を達成。引き続き、障がい者の採用に努める。

② 定着に関する目標

令和3年度は、正規職員及び会計年度任用職員を10名雇用し、不本意な離職者はなし。引き続き不本意な離職者ゼロを目指し、必要な配慮等を行っていく。

③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

働きやすさ指数、やりがい指数ともに前年度を下回り、目標未達成。目標達成に向け、職員への聞き取りや環境整備等の取組を進めていく。

(2) 取組内容の実施状況に対する点検結果

- 令和3年度は、協議会の開催による実施状況の点検や障がい者理解に関する研修の実施など計画に基づく取組を概ね進めることができた。また、統括支援員、部局・所属支援担当者、保健スタッフ、外部関係機関が密に連携し、障がいのある職員の支援を行った。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、所属へのヒアリングなど、一部実施を見送った。

- 令和4年度については、引き続き職員アンケートやヒアリング、職員や所属との面談等を通じて見えた課題に対して検討の上、できるものから対応する。また、障害者活躍推進計画改正に向けて、関係所属等と密に連携し取り組んでいく。

5. 計画の見直し・修正

- 現計画の期間満了に伴い、令和5年4月改正予定。